

「教育実践学研究」投稿規程

1. 投稿論文は、日本教育実践学会の会員が筆頭著者となって執筆された、教育実践を対象とし、かつ実践的有効性を有する原著であって、他の刊行物に未発表、未投稿の論文とします。
2. 投稿論文は、「原著論文、実践研究報告、資料、総説・展望」の4種類とし、いずれも学術的内容をふまえた研究論文とします。

「原著論文」は、教育実践を対象とした理論的、実証的、または開発的な研究論文とします。

「実践研究報告」は、教育実践の改善を図り、具体的な提言を行うもので、実践として優れ、研究の結論が明解かつ有用な研究論文とします。

「資料」は、資料として価値のある調査研究等に関する、精緻な分析をふまえた、研究の発展に資する研究論文とします。

「総説・展望」は、教育実践についての新しい思潮、政策、研究動向の展望などに関する研究論文とします。

3. 投稿論文の長さは、図表を含めて、本誌のページ数で、次の通りとします。ただし、本誌の1ページの文章部分は、横22字、縦39行で2段組です。投稿論文の長さは、図表を含めて10頁以内とします。

＜原稿種別＞ ＜ページ数＞

原著論文 10 ページ以内

実践研究報告 10 ページ以内

資料 10 ページ以内

総説・展望 10 ページ以内

なお、審査の過程で修正を加えることによって、上記の規定を超過する分は印刷費が自己負担となりますが、その場合、12ページを超えることはできません。

4. 投稿論文は、別に定めた「原稿執筆要項」に従って執筆してください。投稿方法は、本学会ホームページより電子投稿のみとします。投稿に際しては、(1) 論文種別の選択（原著論文、実践研究報告、資料、総説・展望）(2) 論文題目 (3) 会員氏名 (4) 会員番号 (5) E-mail (6) 原稿ファイル (7) 図表ファイル（必要に応じ）(8) 投稿票ファイル (9) 原稿チェックリストファイルをご用意いただき、(6)～(9)のファイルについてはご自身でPDFに変換し、投稿ください。なお、論文の控えを必ず手元に残しておいてください。
5. 論文が投稿された時、学会事務局は「投稿論文受付通知」を登録されたメールアドレスに通知します。
6. 投稿論文は、編集委員会が審査し、本誌への掲載の可否を決定します。
7. 投稿論文の審査が終了しましたら、登録されたメールアドレスに通知します。掲載が決定したときは「採択通知」、返却されたときは「却下通知」、修正後再審査のときは「修正通知」となります。論文審査結果及び審査者の回答開示は、本学会ホームページ上でおこないます。その際、事務局から通知するパスワードが必要となります。修正再審査の場合、通知日から1ヵ月以内に修正論文が学会事務局に到着しなければ、投稿者は投稿を断念したものと見なします。ただし、特別に認められた場合はこの限りではありません。

8. 「採択通知」が到着したら、1 週間以内に原稿の入った電子ファイル（原稿は Word ファイル）とオリジナルの図版（PDF または JPEG ファイル）を学会事務局に送付してください。オリジナルの図表・写真等については、そのまま印刷できるカメラレディなものとし、もし、カメラレディの図表等の作成が不可能な場合は、費用自己負担で印刷業者に任せる旨、明記してください。
9. 掲載が決定した原稿については、掲載予定を通知し、後日、初校を著者に送ります。著者校正は 1 回限りです。なお、本誌に掲載された論文等の原稿は返却しません。
10. 別刷は論文 1 編につき 100 部を著者の費用負担で買いとっていただきます。
11. 投稿論文等の審査結果に異議のある著者は、編集委員会に対して、その旨を文書で申し出ることができます。
12. 投稿論文等は、投稿断念または掲載を却下された場合を除いて、他学会への投稿はできません。
13. 掲載された論文等について、著者が訂正の必要を認めた場合は、編集委員会にその旨を文書で申し出ることができます。その取り扱いは編集委員会において決定します。
14. 掲載された論文等の著作権は、別に定める本会編集著作物に関する著作権規程に基づき、本学会に属するものとします。
15. 投稿についてのお問い合わせは、本学会ホームページの「お問い合わせ」フォームメールにより、お受けします。

附則 この規程は、1998 年 11 月 15 日より施行する。

2003 年 3 月 30 日改訂。

2004 年 11 月 21 日改訂。

2005 年 11 月 4 日改訂。

2013 年 5 月 19 日改訂。

2013 年 12 月 1 日改訂。